

**学校法人日本歯科大学
日本歯科大学新潟短期大学
機関別評価結果**

**平成 28 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会**

日本歯科大学新潟短期大学の概要

設置者	学校法人 日本歯科大学
理事長	中原 泉
学 長	又賀 泉
A L O	小菅 直樹
開設年月日	昭和 62 年 4 月 1 日
所在地	新潟県新潟市中央区浜浦町 1-8

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
歯科衛生学科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	歯科衛生学専攻	10
専攻科	在宅歯科医療学専攻	3
専攻科	がん関連口腔ケア学専攻	3
	合計	16

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

日本歯科大学新潟短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 28 年 3 月 10 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 26 年 6 月 10 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人は、創立以来建学の精神を「自主独立」とし、当該短期大学においても建学の精神を積極的に踏襲している。建学の精神を受けて、短期大学独自の目標を定め、三つのテーマ「自分の行為に責任を持つ」、「人との関わりを大切にする」、「豊かな心を培う」を軸に歯科衛生士の養成を行っている。

教育目的・目標は建学の精神に基づき設定されており、教室内の教壇横の壁面にも掲示している。また、学科としての具体的な教育目的を定めている。

シラバスは、学科の教育目的・目標に基づいて作成され、「一般目標」と「行動目標」がそれぞれ明示されている。また、その作成においては、教育内容が全国歯科衛生士教育協議会作成のモデル・コアカリキュラムや厚生労働省の歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令が変更された場合は必要に応じて教授会で審議を行い、法令順守に努めている。

学生による授業評価を実施し、教育内容・方法の改善に努めている。また、教員による自己評価を実施し、改善点を講義計画やシラバス作成に反映させ、継続的に教育の質の向上に努めている。

自己点検・評価のための規程を整備するとともに、自己点検・評価報告書を毎年作成し、ウェブサイトで学外へ公表している。

学位授与の方針を明確に定め、卒業の要件は法的基準を満たし、同時に資格取得の要件も満たしている。

学科の教育課程は、法令の規定に基づいて編成され、学位授与の方針にも対応し体系的に編成されている。教育課程の見直しについては、3 年ごとに行っている。

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応し、全ての入学試験に書類審査、面接を課し、入学前の学習成果を把握するとともに、入学者受け入れの方針と合致するかの確認を行っている。

創立以来、新卒者は全員が歯科衛生士国家試験に合格しており、学習成果の獲得に具体

性がある。そのために、第1学年前学期から成績不振者に対する学力の向上を図り、第3学年後学期には更にきめ細かな学習支援と学科をあげて学習成果の達成に努力している。

卒業生の就職先診療所に対してステークホルダー調査を行い、就職先が強く求める能力に基づいて教育課程を変更し、教育内容の改善に役立てている。

学生生活の支援については、施設や教育に対する学生の要望を聞くために学長懇談会を実施し、実現可能なものはトップダウンで担当部署に検討を指示し、直ちに改善につなげている。

進路の支援は、進路指導委員会が中心に行い、卒業時の高い就職率を保っている。

入学者受け入れの方針は、短期大学案内に明確に示され、入学者に対しては、学生同士がお互いに助け合い、意見を交わすとともに、教職員も参加し、ワークショップ形式で2日間オリエンテーションを開催し、そこに上級生や教員も参加して円滑に学生生活に移行できる雰囲気作りを行っている。

教員組織については、適正に編成されている。

事務体制は、小規模であるが、法人事務局及び併設大学の事務部の職員が多数兼任し、事務機能としては十分なものを備えている。

教員の研究活動は活発であり、その成果は数多くの著作、論文、学会発表等に表れている。FD・SD活動は一体として取り組んでおり、併設大学の活動とも連携して計画的に進めている。

教職員の出退勤はタイムレコーダーによって記録され、法人事務局人事部が関係諸規程に従って一元管理している。

校地については、学生1人当たりの面積で、短期大学設置基準を大幅に上回る広さを有している。校舎の面積も短期大学設置基準を充足している。物的資源についても、十分な整備がなされ、適切に管理されている。

学生が利用可能な学内LANの環境が整備されている。授業での活用のほか、授業支援システムにアクセスすると、学生は授業の配布資料の閲覧やダウンロードが可能である。また、オフィスアワー以外でも電子メールによって教員の支援を受けられる。

基礎実習室の歯科用ユニットにはモニターが設置され、実習のデモや説明が理解しやすいよう配慮されている。

財政については、直近の3年間は学校法人全体及び短期大学部門で、消費収支、帰属収支、共に大幅な支出超過となっているが、潤沢な余裕資金を有していることから、貸借対照表は健全な状態にあり、財政基盤は堅固なものがある。また、支出超過の要因も的確に把握されており、人件費については既に削減策の効果があがっている。そのような努力の結果として収支は改善傾向にあり、今後、定員充足率の向上という課題はあるものの、私立大学等経常費補助金の交付を受けない方針の中で、金融機関からの借入不要の経営を維持している。

理事長は、寄附行為に規定される法人設立者の相続人の1人であり、長年理事を務め、短期大学の設立を提案した初代学長であったこともあり、建学の精神及び教育理念・目的を引き継ぐ立場にあった。強いリーダーシップの下で、理事会は、学校教育法、私立学校法等の関連法令及び法人の寄附行為等の諸規程に基づき運営され、管理運営体制が確立している。

学長は、学長の意思をできるだけ直接教職員に伝えるため、教授会の構成員を講師以上としている。全教職員は問題が生じたときに、「建学の精神に合致しているか」、「三つの方針に合致しているか」さらに「倫理的に合致しているか」を判断根拠とするよう習慣付けられている。

監事は、理事会に出席し学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べるとともに、理事の質問にこたえている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議会に提出し、責任を持って業務を行っている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に従って適切に運営されており、卒業生で現場にある評議員からの発言も含め貴重な意見が出されている。

毎年度の事業計画と予算は、法人事務局を中心に作成される。評議員会の諮問を経て理事会で決定されたものが、短期大学にも送付される。予算の執行は、日常的な出納業務についても、経理責任者が理事長に報告している。公認会計士は、法人の経営状況や財政状況を確認し、会計監査を実施し監査意見を述べている。資産及び資金の管理と運用についても、担当理事や監事、公認会計士の指導により、安全かつ適正な管理を行っている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 定期試験以外に OSCE（客観的臨床能力試験）や臨床評価等を実施し、学習成果を客観的に測定する仕組みを構築している。学習成果の定期的点検は、国家試験の合格率、全国模試、卒業試験問題の質の向上と識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価等で行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教育課程は、教務委員会、非常勤教員を含む全教員が参加して行う授業担当者連絡会議、カリキュラム検討部会において検討し、3年ごとに改定を行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生の施設や教育に対する要望を聞くために学長懇談会を実施し、実現可能なものは

トップダウンで担当部署に検討を指示し、直ちに改善につなげている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 入学者受け入れの方針が入学試験要項（募集要項）に示されていないので、記載することが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学校法人は、創立以来建学の精神を「自主独立」とし、当該短期大学においても建学の精神を積極的に踏襲している。建学の精神を受けて、短期大学独自の目標を定め、三つのテーマ「自分の行為に責任を持つ」、「人との関わりを大切にする」、「豊かな心を培う」を軸に歯科衛生士の養成を行っている。

全学共通の教育目的・目標は建学の精神に基づき設定されており、教室内の教壇横の壁面にも掲示している。また、学科としての具体的な教育目的を定めている。教育目的・目標は学生便覧やシラバスに記載されており、オリエンテーション等を通じて学生や保護者に周知されている。教職員にも学生便覧を配布し、学生指導の基準としている。教育目的・目標は毎年、自己点検実施委員会において見直しを行っている。

シラバスは、学科の教育目的・目標に基づいて作成され、「一般目標」と「行動目標」がそれぞれ明示されているが、学習成果が明確に記されていない。また、その作成においては、教育内容が全国歯科衛生士教育協議会作成のモデル・コアカリキュラムや厚生労働省の歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認している。学習成果の測定は、定期試験や授業ごとの小テスト、OSCE（客観的臨床能力試験）、臨床評価等を実施し、量的データとして測定する仕組みを構築している。学習成果の定期的点検は、国家試験の合格率、全国模試、卒業試験問題の質の向上と識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価等で行っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を順守し、これら関係法令が変更された場合は必要に応じて教授会で審議を行い、法令順守に努めている。

学生による授業評価を実施し、教育内容・方法の改善に努めている。また、教員による自己評価を実施し、改善点を講義計画やシラバス作成に反映させ、継続的に教育の質の向上に努めている。

自己点検・評価のための規程に基づき、自己点検実施委員会を組織し、継続的に自己点検及び評価を行うとともに、その客観性の担保と質の向上に努めている。「自己点検・評価報告書」を毎年作成し、ウェブサイトにおいて学外へ公表している。点検・評価作業を通じて課題が明らかになった場合や何らかの対応を行う必要がある場合は、各委員会や学科、各事務局部署において改善計画を立案し、教育・研究水準の質的向上を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は学則内に明確に定め、卒業の要件は法的基準を満たし、同時に資格取得の要件も満たしている。また、学内には印刷物として配布、学内外にウェブサイトで公開し周知徹底を図っている。

学科の教育課程は、法令の規定に基づいて編成し、学位授与の方針にも対応し体系的に編成している。教育目標に到達できるように、教育内容の充実を図り、成績評価にも厳格に反映している。教育課程については、教務委員会、非常勤教員を含む全教員が参加し行う授業担当者連絡会議、カリキュラム検討部会において検討し、3年ごとに改定を行っている。

臨床研修が併設大学の病院で行われているため、実習先の多様化が望まれる。

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応し、多様な方法で入学試験を行っている。全ての入学試験に書類審査、面接を課し、入学前の学習成果を把握するとともに入学者受け入れの方針と合致するかの確認を行っている。

創立以来、新卒者は全員歯科衛生士国家試験に合格しており、学習成果の獲得に具体性がある。そのために、第1学年前学期から成績不振者に対する学力の向上を図り、第3学年後学期には更にきめ細かな学習支援を実施して、学科をあげて学習成果の達成に努力している。

卒業生の就職先診療所に対してステークホルダー調査を行い、就職先が強く求める能力に基づいて教育課程を変更し教育内容の改善に役立っている。

教員は、成績評価方法に従って厳正に評価を行っている。学生による授業評価を学期末に全科目で行い、集計結果は各科目担当者にフィードバックし次年度への授業改善に役立っている。

学習成果の獲得に向け、学力不足が認められた学生には、クラス主任や副主任が、授業担当者に課題等の提出を依頼している。また、定期試験で成績不振だった学生には、再試験前に補習等の時間を設け、学力の向上に努めている。

学生生活の支援は、クラス主任や副主任を中心に、学生委員会、進路指導委員会、学生相談員等、教職員の組織的体制で行っている。施設や教育に対する学生の要望を聞くために学長懇談会を実施し、実現可能なものはトップダウンで担当部署に検討を指示し、直ちに改善につなげている。

進路の支援は、進路指導委員会を中心に、クラス主任や副主任及び事務職員が加わって行い、卒業時の高い就職率を保っている。

入学者受け入れの方針は、短期大学案内に明確に示し、受験生からの質問や問い合わせに対しては担当者が責任を持って回答をしている。入学者に対しては、学生同士がお互いに助け合い、意見を交わすワークショップ形式で2日間のオリエンテーションを開催し、そこに上級生や教員がタスクフォースとして参加して、円滑に学生生活に移行できる雰囲気作りを行っている。入学者受け入れの方針が入学試験要項（募集要項）に示されていない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織については、短期大学設置基準が定める教員数及び教授数を充足し、教員組織の編成は適正である。

専任事務職員は少人数であるが、法人事務局及び併設大学の事務部の職員が多数兼任し、業務を分担していることから、事務機能としては十分なものを備えている。

教員の研究活動は活発であり、その成果は数多くの著作、論文、学会発表等に表れている。また、実績のない教員はいない。FD・SD活動は一体として取り組んでおり、併設大学の活動とも連携して計画的に進めている。

教職員の人事管理は、就業規則、その他の学内規程及び労働関係法令を順守して適正に行われている。教職員の出退勤はタイムレコーダーによって記録し、法人事務局人事部が関係諸規程に従って一元管理している。人的資源については適正な体制をとり、適切に管理している。

校地については、学生1人当たりの面積で、短期大学設置基準を大幅に上回る広さを有している。校舎の面積も短期大学設置基準を充足しており、また、併設大学と共用の教室、ITセンター、図書館、講堂等を有しており、十分な施設を備えている。短期大学施設設備の管理に関する規程は整備されており、それによって購入、維持管理のシステムが確立されている。物的資源についても十分な整備がなされ、適切に管理されている。

併設大学のITセンターには多数のパソコンが常設されている。また、学生が利用可能な学内のLAN環境も整備されている。授業での活用のほか、授業システムにアクセスすると、学生は、授業の配布資料の閲覧やダウンロードが可能である。また、オフィスアワー以外でも電子メールによって教員の支援を受けられる。この授業支援システムは学外からでもアクセス可能である。

基礎実習室の歯科用ユニットにはモニターが設置され、実習のデモや説明が理解しやすいよう配慮されている。技術の進展にも適切な目配りがなされ、教育環境に取り入れられている。

財政については、直近の3年間は学校法人全体及び短期大学部門で、消費収支、帰属収支、共に大幅な支出超過となっているが、潤沢な余裕資金を有していることから、貸借対照表は健全な状態にあり、財政基盤は堅固なものがある。また、支出超過の要因も的確に把握されており、人件費については既に削減策の効果があがっている。そのような努力の結果として収支は改善傾向にあり、今後、定員充足率の向上という課題はあるものの、私立大学等経常費補助金の交付を受けない方針の中で、金融機関からの借入不要の経営を維持している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に規定される法人設立者の相続人の1人であり、長年理事を務め、短期大学の設立を提案した。初代学長であったこともあり、建学の精神及び教育理念・目的を引き継ぐ立場にあった。強いリーダーシップの下で、理事会は、学校教育法、私立学校法等の関連法令及び法人の寄附行為等の諸規程に基づき運営され、管理運営体制が確立している。

学長は、学長の意思をできるだけ直接教職員に伝えるため、教授会の構成員を講師以上としている。学長は学長選考に関する規程に基づいて選任され、教授会も学則及び規程に従って運営されている。学長をはじめ、全教職員が、「建学の精神に合致しているか」、「三つの方針に合致しているか」さらに「倫理的に合致しているか」を判断根拠とするよう習慣付けられている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会に出席して意見を述べるとともに、理事の質問にこたえている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議会に提出し、責任を持って業務を行っている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事の定数の2倍を超える評議員が選出され、理事長の諮問機関として適切に運営されており、卒業生で現場にある評議員からの発言も含め貴重な意見が出されている。

毎年度の事業計画と予算は、法人事務局を中心として原案が作成され、評議員会の諮問を経て理事会で決定されたものが、短期大学にも送付される。予算の執行は、日常的な出納業務についても、経理責任者が理事長に報告している。公認会計士は、法人の経営状況や財政状況を確認し、会計監査を実施し監査意見を述べている。資産及び資金の管理と運用についても、担当理事や監事、公認会計士の指導により、安全かつ適正な管理を行っている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、歯科衛生士を養成することを目的としているため、講義や実習の全てが職業教育につながり、特に教養教育は医療人としての基礎力を身に付けるために重要視している。いわゆるキャリア教育は、進路指導委員会が担当し、年2回開催される学内学会である短期大学歯科衛生研究会において、学内外から講師を招聘し、シンポジウムや特別講演という形式で特別授業が行われている。

毎年5月から7月に、入学者の出身校を中心に教員が高等学校訪問を行い、歯科衛生士という職業と入学者の学習や学生生活の紹介、卒業生の進路等について説明し、歯科衛生士の志願者の増加を図っている。

全ての教育が歯科衛生士の養成に直結しており、職業教育の内容と実施体制が確立され高い国家試験合格率と就職実績に結び付いている。

当該短期大学としては、卒業時の進学先と就職先は把握しているが、その後の動向や連絡先は短期大学校友会「雪つばき会」が掌握している。当該短期大学は、「雪つばき会」と協働して、毎年7月に卒業生を対象に研修会を開催している。この研修会は、新潟県歯科衛生士会の後援を受け、日本歯科衛生士会の認定研修の単位が取得できる。

歯科衛生士である教員は講義や実習の担当時間が長く、自己研鑽に当てられる時間を作るのが難しい現状であるが、併設大学の病院で定期的に歯科衛生士としての業務を行っている。業務に支障がない限り当該短期大学は、全国歯科衛生士教育協議会主催の専任教員講習会や日本歯科衛生士会認定歯科衛生士講習会に出席することを奨励し、費用負担も行い、結果として、多くの教員が研修を修了して認定証を授与されている。

学内においては、定期試験のほかに実習ではOSCE試験を行い、知識・技術・態度の学習成果を総合的に判定している。学外では、就職先にステークホルダー調査を行い、教育内容の問題点を検討し改善を図っている。退学者対策としては、入学時の審査、学習と生活の指導、保護者との連携等、様々な方法で解決策を模索している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 毎年5月から7月に、入学者の出身校を中心に教員が高等学校訪問を行い、歯科衛生士という職業と入学者の学習や学生生活の紹介、卒業生の進路等について説明し、歯科

衛生士の志願者増加を図っている。

- 当該短期大学校友会「雪つばき会」と協働して、毎年7月に卒業生を対象に研修会を開催している。この研修会では、新潟県歯科衛生士会の後援を受け、日本歯科衛生士会の認定研修の単位が取得できる。
- 就職先には、一定期間ごとにステークホルダー調査を行い、当該短期大学の教育内容の問題点を検討するとともに、改善の程度を判定している。

地域貢献の取り組みについて

総評

「高等教育フォーラムにいがた」にその設立準備段階から参加し、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学と共に「歯科系タスクフォース部会」を設置し、高等学校での健康講座を実施している。また、「にいがた健口文化フォーラム」や「歯と口の健康週間」事業に継続してボランティア参加している。

結婚や出産のために職を離れた歯科衛生士の再就職を支援するために、リカレント教育として短期大学の全ての講義や実習の見学を卒業生に開放している。体系的なリカレント教育の機会としては専攻科が設置されており十分な体制が整っている。

また、県の施策を先取りする形で、離職歯科衛生士の再就職に取り組み、「がん関連口腔ケア学専攻」、「在宅歯科医療学専攻」の臨床系専攻科も設置されており、地域との交流連携は力強く推進されている。

高齢化社会の中で、歯科・口腔医療分野はより重要性が増し、優れた社会貢献ができる分野であることから、今後一層の活動を期待したい。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 「高等教育フォーラムにいがた」にその設立準備段階から参加し、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学と共に「歯科系タスクフォース部会」を設置し、高等学校での健康講座や進学相談会を実施している。
- 結婚や出産のために職を離れた歯科衛生士の再就職を支援するために、リカレント教育として短期大学の全ての講義や実習の見学を卒業生に開放している。体系的なリカレント教育の機会としては専攻科が設置されており十分な体制が整っている。